

ニホンジカ・イノシシの推定個体数と捕獲数の状況

【推定個体数（平成29年度）】

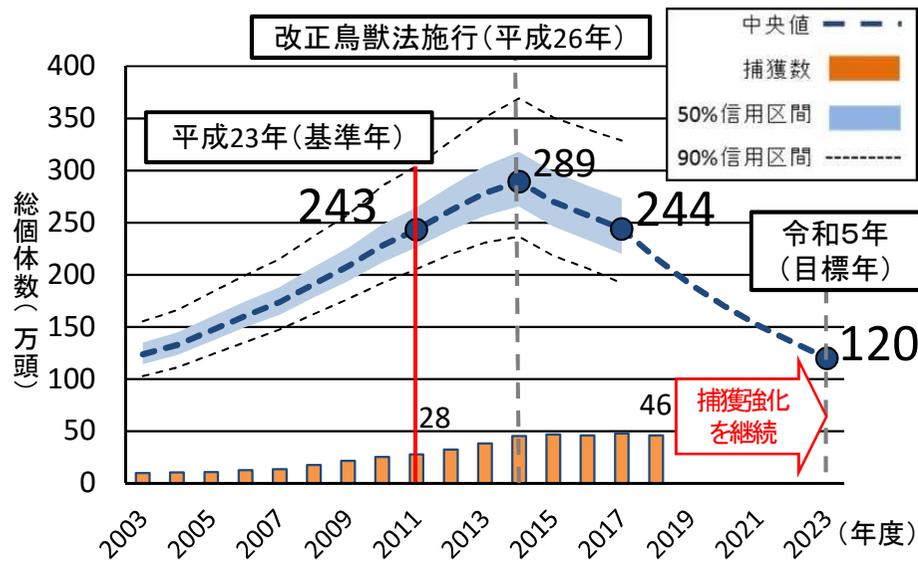
ニホンジカ（本州以南）約244万頭、イノシシ約88万頭

【全国の捕獲数（平成30年度）】

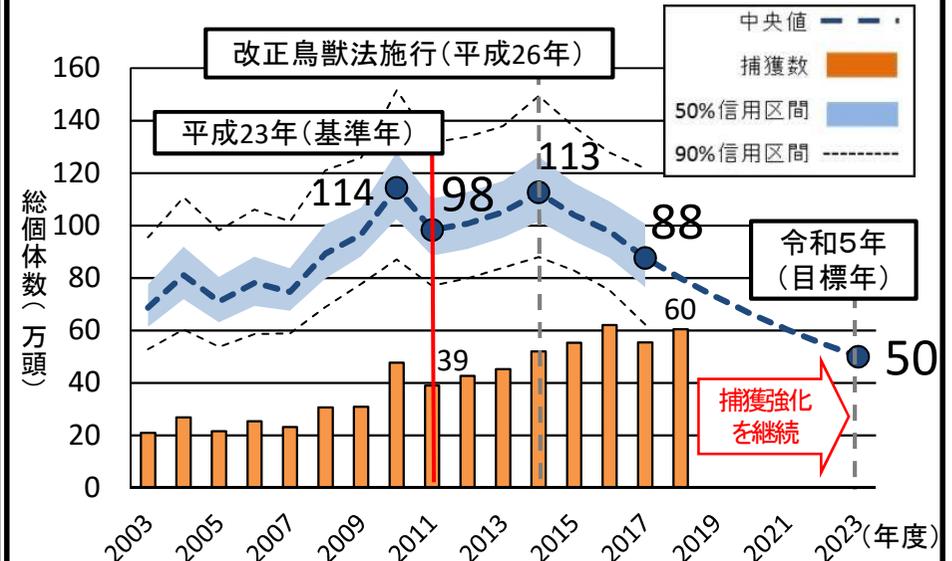
ニホンジカ（本州以南）約46万頭、イノシシ約60万頭

→平成26年度以降減少傾向にあるが、令和5年度の半減目標の達成に向け、さらなる捕獲強化が必要。

ニホンジカ（本州以南）の推定生息数の推移



イノシシの推定生息数の推移



※ 北海道では、独自の推定方式でニホンジカ(エゾシカ)の生息数を計算しており、計算結果のデータ形式も異なることから、それ以外の地域の計算結果と科学的に妥当な方法で足し合わせることができない。なお、北海道では、平成29年度の推定生息数は67万頭となっている。

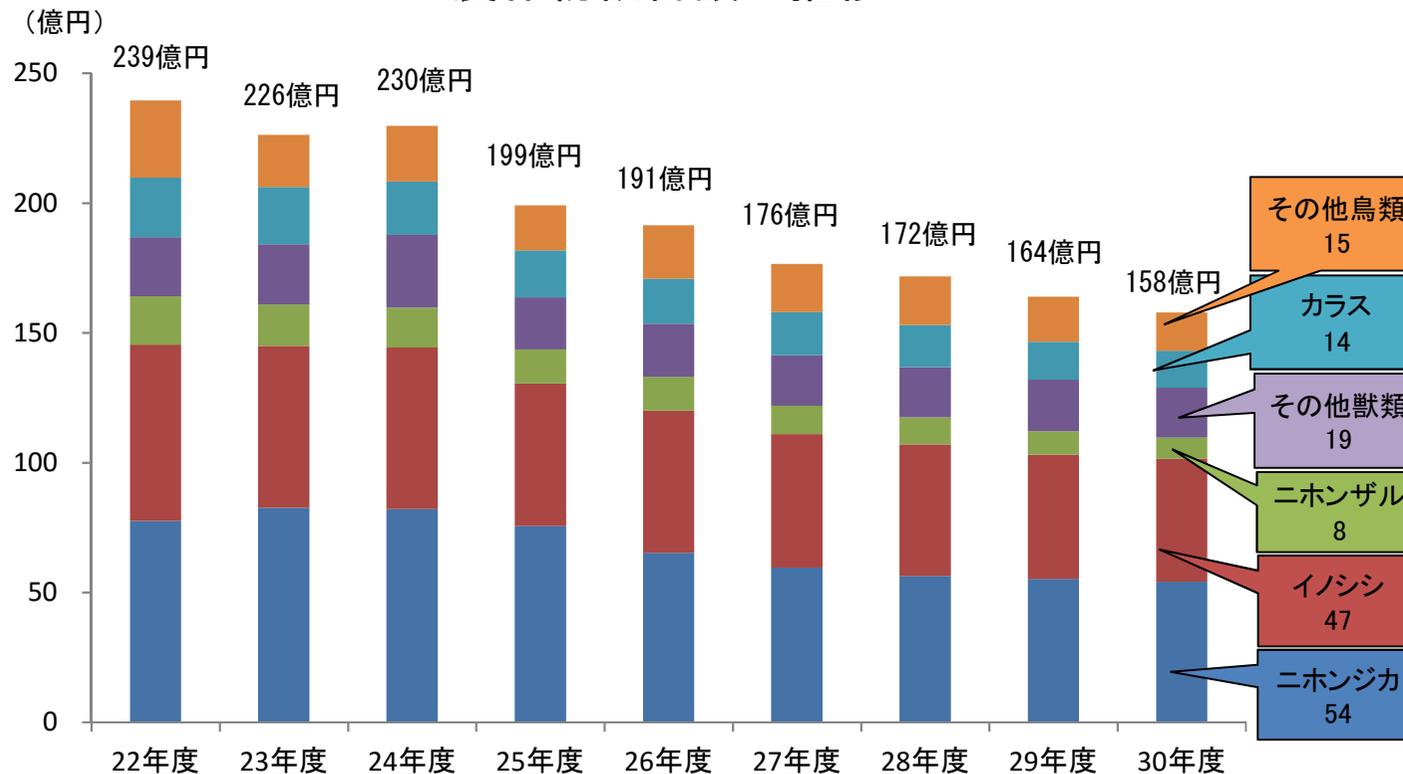
また、北海道の平成30年度のニホンジカ捕獲数は約11万頭となっている。

※ 個体数推定は、新たな捕獲実績等のデータを追加して行うため、過去に遡って推定値が見直される。今後の毎年の個体数の推定値も、数十万頭レベルで変わってくる可能性がある。

野生鳥獣による農作物被害の状況

- 野生鳥獣による農作物被害額は158億円（平成30年度）。全体の約7割がニホンジカ、イノシシ、ニホンザル。
- 農作物被害額は減少傾向にあるが、鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加等、被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしている。

＜農作物被害額の推移＞



(出典)「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」(農林水産省)

第二種特定鳥獣管理計画の策定状況

- 指定管理鳥獣となっているニホンジカは43都道府県、イノシシは44府県で策定済み。
- ニホンザルについては26府県、カワウについては7県で策定済み。

令和2年4月10日現在

	ニホンジカ	イノシシ	ニホンザル	カワウ		ニホンジカ	イノシシ	ニホンザル	カワウ
北海道	◎				滋賀	◎	◎	◎	◎
青森	◎		◎		京都	◎	◎	◎	
岩手	◎	◎			大阪	◎	◎		
宮城	◎	◎	◎		兵庫	◎	◎	◎	
秋田	◎	◎	◎		奈良	◎	◎		
山形		◎	◎		和歌山	◎	◎	◎	
福島	◎	◎	◎	◎	鳥取	◎	◎		
茨城		◎			島根	◎	◎		
栃木	◎	◎	◎		岡山	◎	◎	◎	
群馬	◎	◎	◎	◎	広島	◎	◎		◎
埼玉	◎	◎			山口	◎	◎	◎	◎
千葉	◎	◎	◎		徳島	◎	◎	◎	
東京	◎				香川	◎	◎	◎	
神奈川	◎	◎	◎		愛媛	◎	◎		
新潟	◎	◎	◎	◎	高知	◎	◎		
富山	◎	◎	◎	◎	福岡	◎	◎		
石川	◎	◎	◎		佐賀		◎		
福井	◎	◎	◎		長崎	◎	◎		
山梨	◎	◎	◎		熊本	◎	◎		
長野	◎	◎	◎		大分	◎	◎		
岐阜	◎	◎			宮崎	◎	◎	◎	
静岡	◎	◎			鹿児島	◎	◎		
愛知	◎	◎	◎		沖縄		◎		
三重	◎	◎	◎		策定都道府県数	43	44	26	7

注) 奈良県、鹿児島県のニホンジカ計画、新潟県のニホンザル計画は、2地域で策定

各都道府県・市町村の目標の達成状況

- 各都道府県が設定しているシカの特定計画等における目標については、数値目標のある36都道府県のうち目標を達成しているのは14都県。
- 各市町村が設定している被害防止計画上のイノシシ・シカの捕獲頭数目標についても、直近では達成できていない状況。

○第二種特定鳥獣管理計画等(ニホンジカ)の捕獲目標と実績

生息数の増減傾向	都道府県	年間捕獲目標	捕獲数(H30)
増加	青森	53	34
	岩手	10,000	12,538
	宮城	1,920	3,256
	秋田	—	0
	福島	850	1,002
	栃木	8,000	9,126
	群馬	12,000	7,789
	埼玉	3,000	3,312
	千葉	—	6,648
	東京	600	813
	新潟	—	343
	富山	177	75
	石川	35	44
	山梨	16,000	15,097
	静岡	20,700	20,890
	愛知	5,000	3,980
	滋賀	19,000	13,103
	鳥取	9,000	7,342
	広島	18,000	9,616
	愛媛	11,000	9,318
高知	30,000	19,873	
福岡	9,000	11,087	
熊本	—	20,554	
減少	大阪	1,400	1,091
	奈良	10,000	9,021
	和歌山	17,000	15,016
	山口	5,200	6,129
	長崎	—	11,583
	北海道	141,000	108,088
	神奈川	3,195	2,645
	福井	12,800	8,574
	岐阜	15,000	14,054
	三重	19,300	20,349
	京都	26,000	20,327
	兵庫	45,000	33,081
	島根	—	1,768
	岡山	18,200	11,412
	徳島	13,800	12,513
	香川	980	1,967
	大分	—	33,942
宮崎	21,000	28,981	
鹿児島	17,790	21,770	
不明	長野	40,000	22,817
合計		582,000	560,968

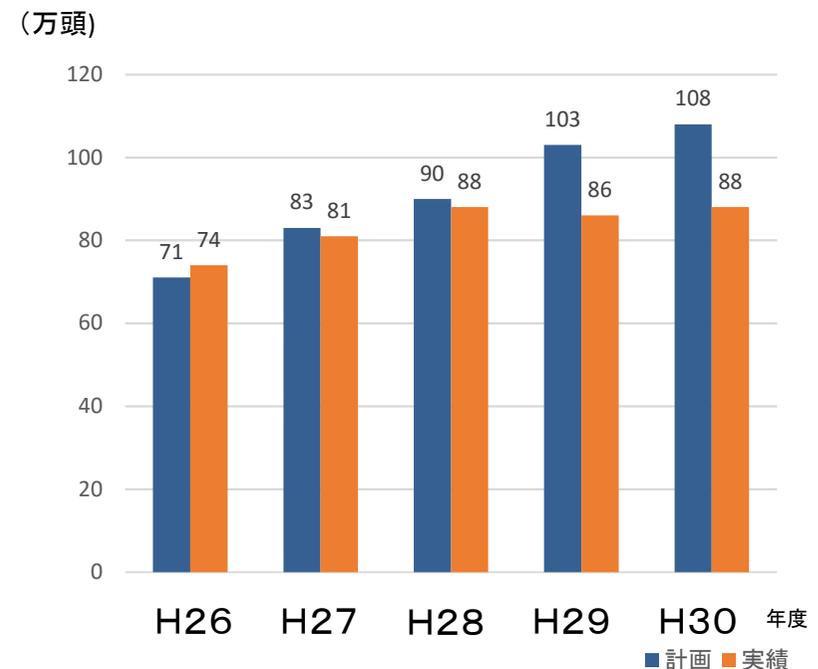
※第二種特定鳥獣管理計画はシカ、イノシシ等の管理を目的として都道府県が作成することができる。

※山形県、茨城県、佐賀県、沖縄県では、第二種特定鳥獣管理計画は未策定。

※生息数の増減傾向は、第二種特定鳥獣管理計画の記載による。

※緑色部分は、捕獲目標を達成している都道府県。

○市町村の被害防止計画上の捕獲頭数と捕獲実績

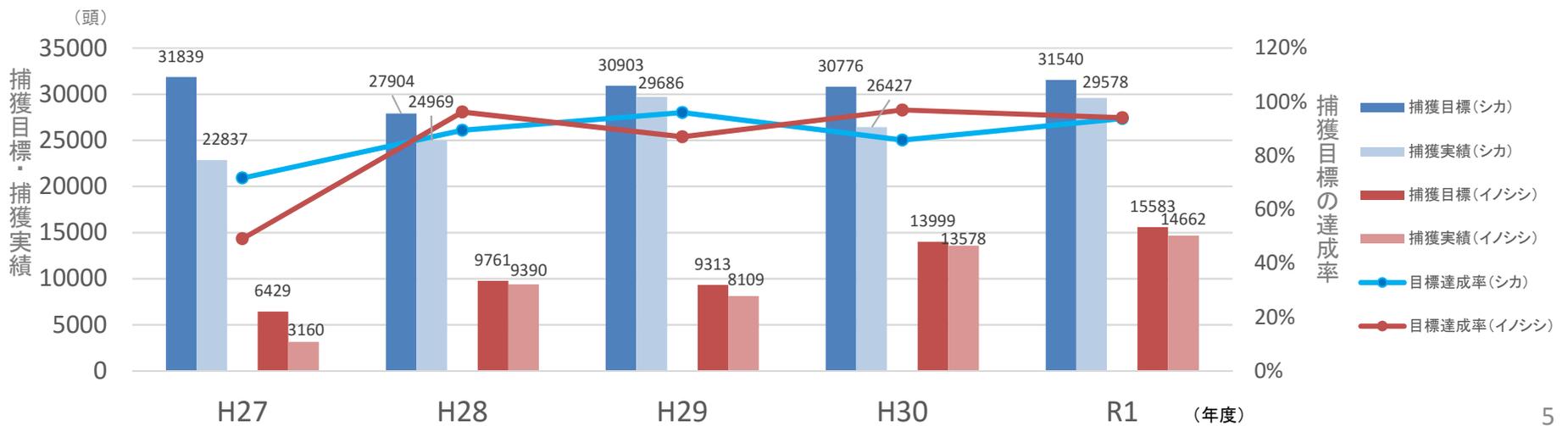
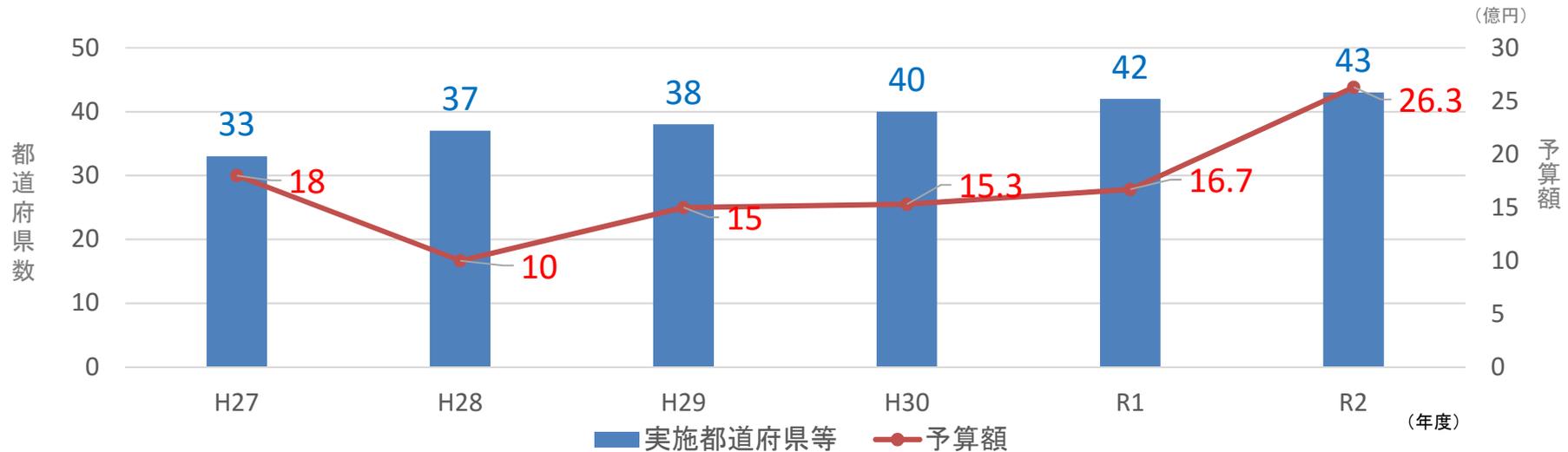


※ 実績は狩猟を除いた捕獲頭数の合計数

⇒ 捕獲実績が計画の水準に達していない状況であり、捕獲の強化が必要

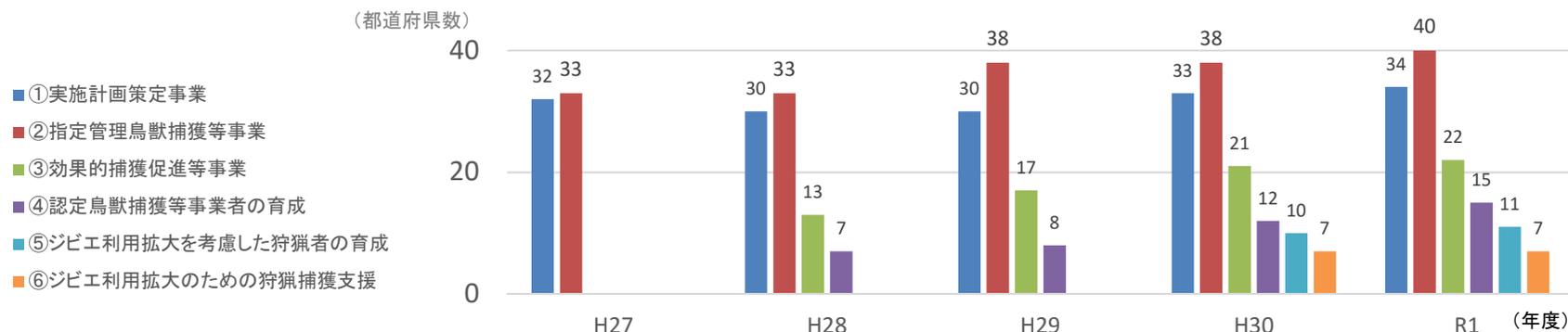
指定管理鳥獣捕獲等事業の状況

- 指定管理鳥獣捕獲等事業の予算額及び実施都道府県数は増加傾向。
- 指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲実績は年々増加しているが、捕獲目標の達成に至っていない都道府県数もある。



指定管理鳥獣捕獲等事業のメニュー別実施状況

- 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業では計画策定・捕獲・担い手育成・ジビエなどを目的とした7つのメニューで都道府県の取組を支援。
- 平成30年度からはジビエ利用拡大のためのメニューを拡充、令和元年度からは県境域などの広域捕獲のためのメニューを拡充しており、事業実施都道府県数は増加している。



メニュー	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
① 指定管理鳥獣捕獲等事業 実施計画策定事業(H27～)	32	30	30	33	33
※協議会による広域捕獲のための 実施計画策定事業(R1～)	-	-	-	-	1
② 指定管理鳥獣捕獲等事業(H27～)	33	33	38	38	40
③ 効果的捕獲促進等事業(H28～)	-	13	17	21	22
④ 認定鳥獣捕獲等事業者の育成(H28～)	-	7	8	12	15
⑤ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成(H30～)	-	-	-	10	11
⑥ ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援(H30～)	-	-	-	7	7

夜間銃猟の実施状況

- 平成26年の鳥獣法改正による規制緩和により、指定管理鳥獣捕獲等事業において、一定の条件下での夜間銃猟（日出前・日没後の銃猟）が可能となっている。
- 平成27年度は1県、平成28・29年度は3道県、平成30年度・令和元年度は1県が夜間銃猟を実施している。

夜間銃猟の実施までの流れ

1. 都道府県知事による計画の作成

- ①都道府県知事が「第二種特定鳥獣管理計画」を作成
- ②第二種特定鳥獣管理計画の下位計画として、さらに都道府県知事が「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を作成（シカ・イノシシのみ）



2. 都道府県等による事業委託

○都道府県又は国の機関が、1の計画に基づいて、夜間銃猟を含む捕獲事業を外部に委託。（1②の計画において夜間銃猟が計画されている場合に限る。また、委託先は夜間銃猟が可能であるとして都道府県知事から認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者に限る。）



3. 委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者による作業計画の作成

- ①委託を受けた認定事業者が、1の計画に基づき、現地下見などをしながら、「夜間銃猟作業計画」を作成
- ②作業計画について、都道府県知事が、1の計画に適合しているかを確認



夜間銃猟の実施

ニホンジカの夜間銃猟実績

年度	捕獲頭数	実施道県名
H27	6頭	和歌山県
H28	60頭	北海道、長野県、和歌山県
H29	96頭	北海道、長野県、和歌山県
H30	54頭	和歌山県
R1	65頭	和歌山県

(イメージ写真)



サーマルカメラでシカの出没を確認



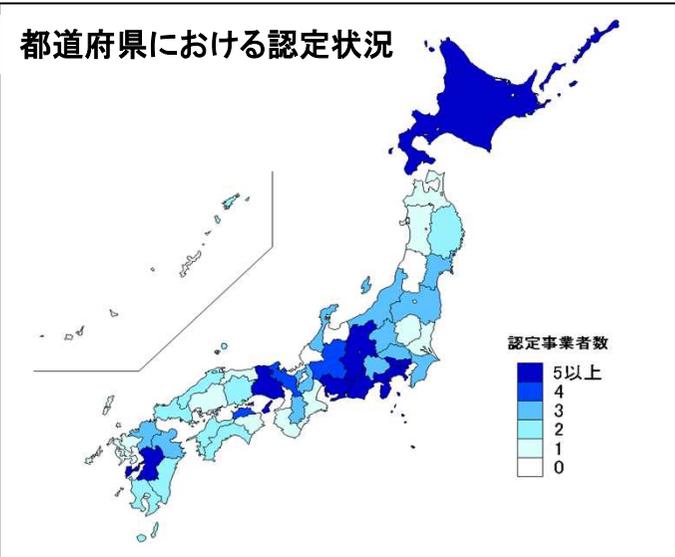
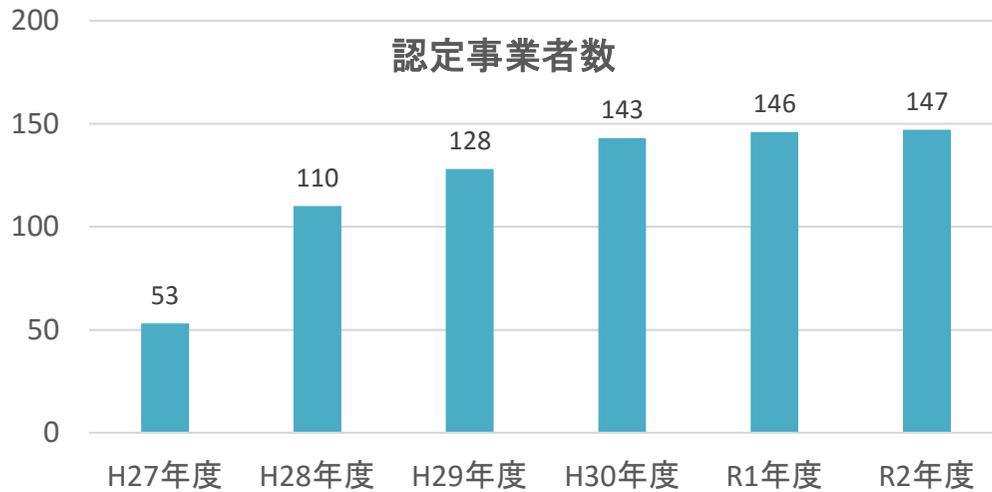
サーチライトで捕獲対象を照射・狙撃



夜間に撮影されたニホンジカ

認定鳥獣捕獲等事業者の状況

- 認定鳥獣捕獲等事業者は、42都道府県で147事業者が認定を受けている（令和2年7月31日現在）が、地域によっても偏りがある。
- 指定管理鳥獣捕獲等事業のうち、認定鳥獣捕獲等事業者が受託した事業件数の割合はこれまで約8割程度であり、残り2割程度は、認定を受けていない県猟友会等が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施している。



年度	指定管理鳥獣捕獲等事業 (捕獲業務契約件数)	認定鳥獣捕獲等事業者 受託件数	認定鳥獣捕獲等事業者 受託割合
H27	32	27	84%
H28	44	29	66%
H29	49	49	100%
H30	59	49	83%
R1	92	81	88%
計	276	235	85%

